

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

障害児施設の利用者負担に本市独自の軽減策を導入 —10月からの制度改正による負担増を回避—

障害者自立支援法の制定に伴う改正児童福祉法の施行により、平成18年10月から障害児施設は現行の措置制度による応能負担から、利用契約制度による**定率負担（1割）と食費等の実費を負担**する制度に変更され、利用者の**自己負担額が急増**します。《裏面1参照》

横浜市内には、約900人の障害児が、地域療育センターや入所施設等、障害児施設を利用しています。今回の改正で、障害児のいる家庭の経済的負担は大幅に増加し、施設の利用を断念せざるを得ない人も出るなどの影響が懸念されます。

このため、横浜市では今年度の経過措置として、現行の負担額を上限とする軽減策を本市独自に行い、障害児のいる家庭が安心して子育てできるよう支援します。

【制度改正による影響】 《裏面2参照》

- 障害児の場合、**保護者の所得**に応じて負担額を決定するため、本人所得に着目した障害「者」と異なり、**ほとんどの家庭で負担増**となり、家計への打撃が大きい。
- 特に、C階層（所得税非課税、市民税のみ課税世帯）及びD階層（所得税課税世帯）の一部など**所得の低い家庭では、所得の高い家庭と同額**の負担をすることとなる。
- 障害児は健常児と比べて、子育てに難しさがあり、母親の子育て負担が大きく就労等の社会進出ができない等の悩みをより多く抱えている。**負担増によりサービス利用の断念や利用の抑制**など、障害児のいる家庭での子育て環境の悪化が懸念される。

【本市独自の軽減策】 《裏面3参照》

1. 障害児の子育てを支援していくため、負担増がサービスの利用抑制に繋がらないように、**本市独自の利用者負担軽減策**を講じます。
2. 今年度（平成18年10月～19年3月）は、経過措置として、**国基準の利用者負担額と現行の負担額との差額を助成**します。その理由として、
 - ① 現在までに国の政省令が示されておらず、施設に支払われる報酬額が確定しない中で、利用者に10月以降の利用申請手続きをしてもらう必要があること。
 - ② 利用者の多い通園施設については、年間を通じた利用条件に同意して利用してもらっているにもかかわらず、年度途中での大幅な変更には無理があること。

なお、平成19年度以降の対応については、引き続き検討してまいります。

今回の制度改正は、通園施設では現行の国の徴収金額から最大で約1.1倍の負担増を経過措置もなく実施するもので、市町村が独自財源による負担軽減策を行うことを前提としていると考えざるをえません。そこで、国の責任で早急に負担軽減策を講じるよう、要請をしてまいります。

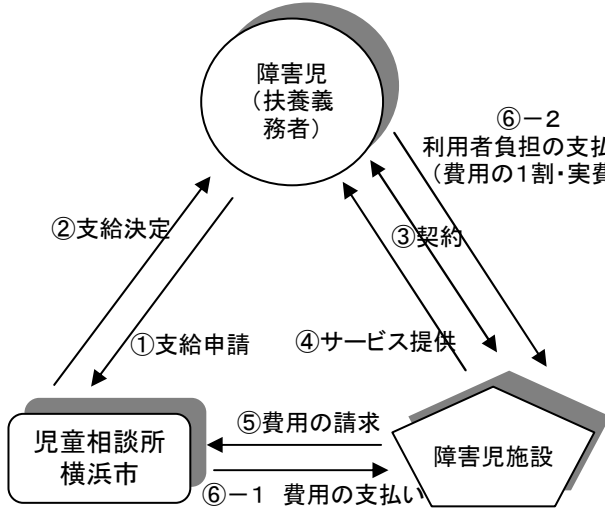
裏面《参考》

1 制度改正の概要

障害者自立支援法の制定(18年4月) ➡ 改正児童福祉法の施行(18年10月)

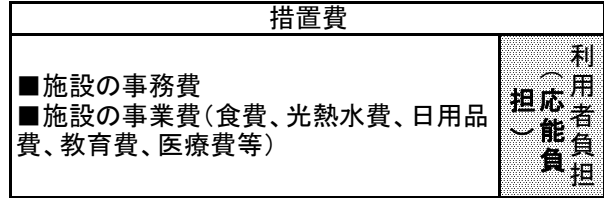
●「措置から契約へ」

○契約制度による利用の仕組み

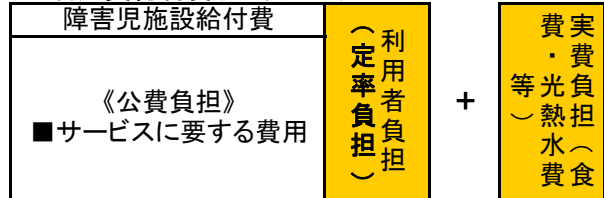


●「利用者負担の変化」

現行措置制度



○サービスの提供にかかる費用の1割負担、実費の負担
利用契約制度(10月から)



2 制度改正による利用者負担の増加

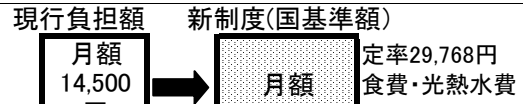
【知的通園施設】週5回利用の場合

【知的入所施設】学齢児の場合

利用者の階層別人数が最も多い「D4階層(年収約400~500万)」の例

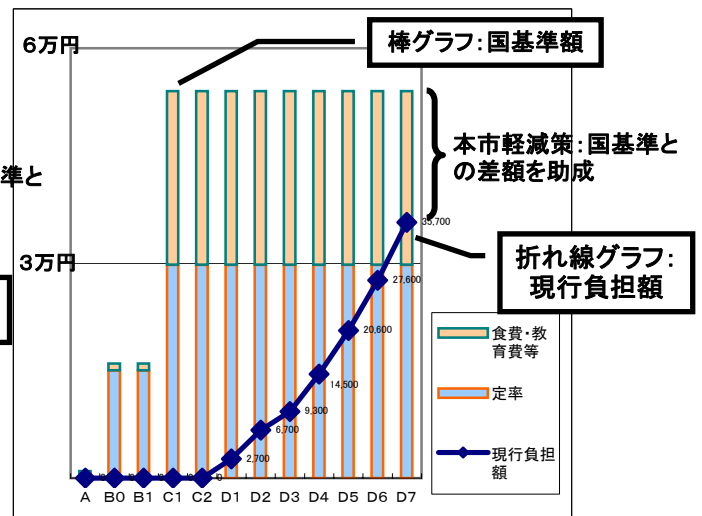
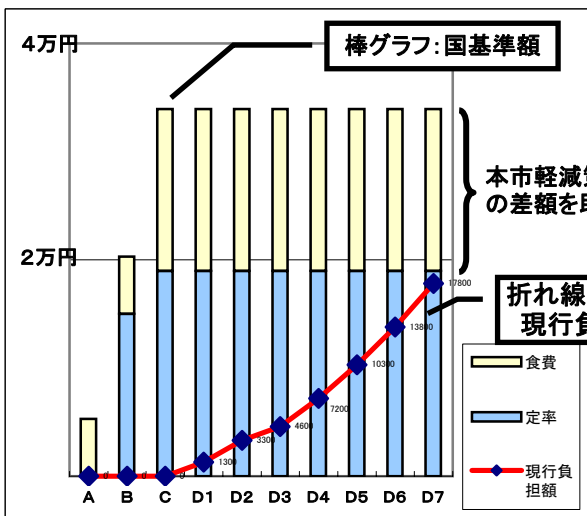


4.7倍以上の負担増



3.8倍以上の負担増

3 横浜市の軽減策



階層 A:生活保護 B:市民税非課税 C:市民税均等割 D:一般(所得税課税)

※利用者負担額は、施設に支払われる報酬単価を国が今後確定するとしているため、今後変動する可能性があります。